

確定申告会場の案内

中村税務署では、次の期間中、所得税、個人事業者の消費税及び贈与税の申告会場を設置しています。

◆設置場所

中村税務署(四万十市中村新町4丁目4番地)

◆開設期間

平成29年2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日を除く)。

◆相談受付時間

午前8時30分～午後4時まで

※申告相談は、午前9時から午後5時まで行っていますが、申告書の作成などに時間を要しますので、申告会場には午後4時までにお越しください。

※税務署から送付された「確定申告のお知らせはがき」または「氏名などが印字された申告書用紙」をお持ちの方は、税務署または市町村で申告相談を受けられる際には必ずご持参ください。

○お問い合わせ

中村税務署 ☎35-2135

◎マイナンバーの記載にご注意ください

所得税及び贈与税の確定申告書につきましては、平成28年分以降の申告書から、消費税の確定申告書につきましては、平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から、マイナンバーの記載と本人確認書類(例1/マイナンバーカード、例2/通知カードと運転免許証など)の提示または写しの添付が必要となりますのでご注意ください。

また、郵送などによる提出の際には本人確認書類の写しの添付をお願いします。(下図参照)

◎マイナンバーカードでe-Taxが利用できます

※ご自宅などのパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要があります。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

(郵送などによる提出の際のイメージ図)

### マイナンバーの記載箇所

申告書B様式で説明します。

**ポイント**  
申告書には次の方のマイナンバーを記入します。

【第一表】

- 本人

【第二表】

- 配偶者(※)
- 扶養親族
- 事業専従者

(※) 配偶者(特別)控除の適用を受ける配偶者

申告書A様式にも同様に

- 本人
- 配偶者
- 扶養親族

のマイナンバーを記載する欄があります!

16歳未満の扶養親族のマイナンバー

### 本人確認書類(写し)の添付

**ポイント**  
申告書に添付が必要な本人確認書類(写し)は、ご本人分のみです。

【本人確認書類の例】

例1 **マイナンバーカード**

例2 **通知カード** + **運転免許証、公的医療保険の被保険者証** など

※ マイナンバーカードは画面の写しが必要です。

【添付書類台紙】

本人確認書類の写しは、「添付書類台紙」に貼付してください。

写しを添付しない場合は、提出の際に税務署の窓口等で「本人確認書類(原本)」を提示してください。